資料５③

**選挙公営　契約書例**

　（自動車、ポスター及びビラ）

**美郷町選挙管理委員会**

契約書例①

割　印

収入

印紙

選挙運動用自動車運送契約書

美郷町議会議員一般選挙候補者　戸籍名を記入（以下「甲」という。）と

株式会社　○○　○○　代表　○○　○○（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的　 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
2. 車種及び登録番号 車種　小型乗用自動車（車　種　名）

登録番号　秋田○○〇あ○〇　〇〇（車両のナンバー）

1. 台　　数 1　台
2. 使用期間 令和７年○月○日から

令和７年○月○日まで（５日間）

1. 契約金額　 ２５０，０００　円　契約金額及び単価は消費税を含む

内訳　１日　５０，０００円×　５日間

1. 請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき美郷町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

　なお、美郷町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は美郷町に請求できない。

1. その他

　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和７年○月○日　←契約は告示日前でも可

甲　　　美郷町議会議員一般選挙候補者

　 住　所

氏　名　　　　　候補者届出と一致 　　　㊞

乙　　　住　所 　 美郷町○○

名　称 　 株式会社　○○　○○

代表氏名 代表　○○　○○ 　　　㊞

（法人は社印と代表者印）

動産賃貸借のため収入印紙不要

契約書例②

選挙運動用自動車運送賃貸借契約書

美郷町議会議員一般選挙候補者　戸籍名を記入（以下「甲」という。）と

㈱□□レンタカー 　代表 □□□□ （以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号 車種　小型乗用自動車（車　種　名）

登録番号　秋田○○〇わ○〇　〇〇（車両のナンバー）

３　台　　数 1　台

４　使用期間 令和７年○月○日から

令和７年○月○日まで（５日間）

５　契約金額　 ５０，０００　円　契約金額及び単価は消費税を含む

内訳　１日　１０，０００円×　５日間

６　使用上の義務等

　甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき美郷町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

　なお、美郷町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は美郷町に請求できない。

1. その他

　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和７年○月○日　←契約は告示日前でも可

甲　　　美郷町議会議員一般選挙候補者

　 住　所

氏　名　　　　　候補者届出と一致 　　　㊞

乙　　　住　所 　 美郷町○○

名　称 　 ㈱□□レンタカー

代表氏名 代表　□□　□□ 　　　㊞

（法人は社印と代表者印）

物品購入契約のため収入印紙不要

契約書例③

選挙運動用自動車燃料供給契約書

美郷町議会議員一般選挙候補者　戸籍名を記入（以下「甲」という。）と

㈱◇◇石油　代表　▽▽　▽▽（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1. 供給する期間 令和７年〇月○日から

令和７年〇月○日まで（５日間）

1. 供給場所 所在地　美郷町〇〇

名称　㈱◇◇石油

1. 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車種　小型乗用自動車（車種名）

登録番号　秋田〇〇〇わ〇〇〇〇（車両のナンバー）

1. 単価 単価1ℓ当たり １７０円００銭

（単価は、消費税を含んだ額である）

1. 契約金額

　上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額（１円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する）を契約金額とする。

1. 請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき美郷町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

　なお、美郷町に対し請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は美郷町に対し請求できない。

1. その他

　この契約の定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和７年○月○日　←契約は告示日前でも可

甲　　　美郷町議会議員一般選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　候補者届出と一致 　　　㊞

乙　　　住　所 　 美郷町○○

名　称 　 ㈱◇◇石油

代表氏名 代表　▽▽　▽▽ 　　　㊞

（法人は社印と代表者印）

雇用契約のため

収入印紙不要

契約書例④

選挙運動用自動車運転契約書

美郷町議会議員一般選挙候補者 戸籍名を記入（以下「甲」という。）と

●●　●●（運転手の氏名）（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間 令和７年○月○日から

令和７年○月○日まで（５日間）

　原則として毎日８時００分から２０時００分まで

２　契約金額 ５０，０００　円

（１日につき　１０，０００円）

３　運転する車両の車種及び登録番号 車種　小型乗用自動車（車　種　名）

登録番号　秋田○○○わ○○○○

（車両のナンバー）

４　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき美郷町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

　なお、美郷町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は美郷町に請求できない。

５　その他

　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和７年○月○日　←契約は告示前でも可

甲 　　美郷町議会議員一般選挙候補者

　 　　住所

氏名　候補者届出と一致　 ㊞

乙 　　住所　美郷町○○

氏名　●●　●●（運転手の氏名）㊞

契約書例⑤

割　印

収入

印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

美郷町議会議員一般選挙候補者　戸籍名を記入（以下「甲」という。）と

㈱◇◇印刷　代表　▽▽　▽▽（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1. 品名 公職選挙法第143条第１項第５号に定めるポスター
2. 枚数 １１０　枚
3. 契約金額 ２７５，０００　円（単価　２，５００円）

（注）契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

1. 納入期限 令和７年〇月○日
2. 請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき美郷町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

　なお、美郷町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は美郷町に請求できない。

1. その他

　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和７年○月○日　←契約は告示日前でも可

甲　　　美郷町議会議員一般選挙候補者

　 住　所

氏　名　　　　　候補者届出と一致 　　　㊞

乙　　　住　所 　 美郷町○○

名　称 　 ㈱◇◇印刷

代表氏名 代表　▽▽　▽▽ 　　　㊞

（法人は社印と代表者印）

契約書例⑥

収入

印紙

割　印

選挙運動用ビラ作成契約書

美郷町議会議員一般選挙候補者　戸籍名を記入（以下「甲」という。）と

㈱◇◇印刷　代表　▽▽　▽▽（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1. 品名 公職選挙法第142条第1項第７号に定めるビラ
2. 枚数 １，６００　枚
3. 契約金額 １０，４００　円（単価　６円５０銭）

（注）契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

1. 納入期限 令和７年〇月○日
2. 請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき美郷町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

　なお、美郷町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は美郷町に請求できない。

1. その他

　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和７年○月○日　←契約は告示日前でも可

甲　　　美郷町議会議員一般選挙候補者

　 住　所

氏　名　　　　　候補者届出と一致 ㊞

乙　　　住　所 　 美郷町○○

名　称 　 ㈱◇◇印刷

代表氏名 代表　▽▽　▽▽ ㊞

（法人は社印と代表者印）